

綾川町緊急学生支援金のご案内(第4弾)

綾川町では、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活資金などに困窮している県外の学校へ進学している学生に対し、生活支援金を支給しています。

1. 支給対象となる方

以下の条件をすべて満たしている方

- ・本人又はその家族が綾川町に住所を有している。
- ・令和3年7月12日に緊急事態宣言が発令された東京都に在学している。
令和3年8月2日に緊急事態宣言が発令された4府県（大阪府・埼玉県・千葉県・神奈川県）に在学している。
令和3年8月20日に緊急事態宣言が発令された7府県（京都府・茨城県・栃木県・群馬県・静岡県・兵庫県・福岡県）に在学している。
令和3年8月27日に緊急事態宣言が発令された8道県（北海道・宮城県・岐阜県・愛知県・三重県・滋賀県・岡山県・広島県）に在学している。
令和3年5月23日に緊急事態宣言が発令された沖縄県に在学している。
- ・緊急事態宣言発令時において、綾川町育英資金以外の奨学金等を借入れしている。

2. 支給額

	1月あたり支給額	支給期間
大学	30,000円	緊急事態宣言が発令された日の属する月から解除された日の属する月の翌月までの期間 ○令和3年9月30日に解除された場合 ・東京/沖縄は10月の1か月分 ・大阪/埼玉/千葉/神奈川/京都/茨城/栃木/群馬/静岡/兵庫/福岡/北海道/宮城/岐阜/愛知/三重/滋賀/岡山/広島は8月～10月の3か月分 ※東京・沖縄の9月分までの支給につきましては、現在募集しております、第3弾が対象です。（申請期間令和3年11月30日まで）
高等学校	20,000円	
専門学校	20,000円	

3. 申請方法

- (1) 申請期間 令和3年9月22日（水）～ 令和3年3月22日（火）
- (2) 提出書類 ① 申請書

※町 HP よりダウンロードできます。

<http://www.town.ayagawa.lg.jp>

- ② 在学を確認できる書類（学生証のコピー等）
- ③ 綾川町育英資金以外の奨学金等を借入れしていることが
確認できるもの（奨学金貸与証明書、借入れ契約書等の写し）

※前回綾川町緊急学生支援金の申請をされた方は③の提出は不要です。

(3) 提出先 〒761-2392

香川県綾歌郡綾川町滝宮299番地

綾川町教育委員会 学校教育課

郵送又は持参にて申請書等を提出してください。

4. 支給方法

提出していただいた口座へ振り込みます。

申請書が事務局到達後、約2～3週間以内に振込を予定しています。

【問い合わせ先】

綾川町教育委員会 学校教育課

Tel : 087-876-1180